

ホテル・旅館等に係る表示マーク交付式について

- 開催日時  
平成26年7月30日（水）10時00分から
- 開催場所  
塩竈市尾島町17番22号  
塩釜地区消防事務組合消防本部 3階 会議室

- 出席予定者  
管内ホテル・旅館等関係者 18名程度  
消防関係者 10名程度 合計 28名程度

	塩釜	多賀城	松島	七ヶ浜	利府	合計
該当するホテル等	3	11	12	1	7	34
申請見込ホテル等	0	8	9	1	0	18

4 制度概要等

平成24年に広島県において発生したホテル火災の教訓を経て、国から防火基準表示要綱等が示されたことに伴い、ホテル・旅館等（以下「ホテル等」とする。）に係る表示制度の運用が本年4月1日から開始されました。

ホテル等からの申請に基づき、消防関係法令及び建築基準法令等の各基準に適合したホテル等に対して表示マークを交付し、建物内などに掲示することで利用者に防火安全に関する情報を提供するものです。（任意の制度であるため掲示を義務付けるものではありません。）

全国の消防機関では、8月1日から10月末までの掲示に向けて準備を進めておりますが、当消防本部では県内に先駆けて表示マークの交付式を開催、交付を受けたホテル等では8月1日から掲示することが可能となります。

※ 対象となる施設

ホテル等（複合用途の建物内にホテル等がある場合を含む。）で次の(1)、(2)に該当するもの。

- (1) 収容人員30人以上のもの（防火管理者の選任が必要なもの）
- (2) 地階を除く階数が3以上のもの。



表示マークイメージ

問い合わせ先  
塩釜地区消防事務組合消防本部  
予防課（池田）022-361-1615